

=はじめに=

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

また、自動車運送事業等における安全・安心確保に関する最近の情報等についてもトピックとして提供していますので、ご活用ください。

=目 次=

1. 重大事故等情報＝3件（3月27日～4月2日分）

- (1) 乗合バスの衝突事故
- (2) 法人タクシーの死傷事故
- (3) 中型トラックの酒気帯び運転事故

2. トピック

- (1) 「「事業用自動車総合安全プラン2030」を策定しました
～事業用自動車に係る新たな総合的安全対策をとりまとめ～
(※新着情報)
- (2) トラックの安全運行の徹底について
(配信日：R8. 3. 27)
- (3) 「運転者交替による疲労の蓄積の防止」及び「事故後の対応」の重要性
～高速乗合バスの追突事故から得た教訓～
事業用自動車事故調査報告書を公表します
(配信日：R8. 3. 27)
- (4) 「プロドライバーの健康管理・労務管理の向上、飲酒運転防止による事故防止に関するセミナー」の動画を公開します。
(配信日：R8. 2. 13)
- (5) 事業用自動車事故調査報告書 啓発コンテンツを公開しました
～スマホ等からも手軽にご覧いただけます～
(配信日：R7. 12. 12)
- (6) 冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！
(配信日：R7. 10. 3)



- (1) 乗合バスの衝突事故

国土交通省では、令和12年度（2030年度）までを計画期間とする「事業用自動車総合安全プラン2030」を策定しました。

本プランでは、昨今の情勢変化を捉え、自動車運送事業者における人手不足に対応した運行管理の高度化・一元化の推進、近年増加している貨物軽自動車運送事業での事故削減に向けた目標及び施策の設定を行うとともに、従来の目標値（件数）に加えて、今後のフォローアップにおいて取組の効果を適切に評価できるよう、走行距離あたりの件数も併記しています。

【皆様へのお願い】

自動車運送事業者の皆様におかれましては、本プランをご確認いただいたうえで、

- ・ 自社における事故削減目標および安全対策の策定
- ・ 策定した事故防止対策の実施及び定期的な見直し

を行い、PDCAサイクルに沿った継続的な事故防止対策を積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

官民が一体となり、世界に誇る安全・安心な輸送サービスの実現を実現しましょう。

【事業用自動車総合安全プラン2030の概要と本文はこちら】

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anken/news/ankenplan2030.html>

【プレスリリース】

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000752.html

(2) トラックの安全運行の徹底について

(配信日：R8.3.27)

3月20日に三重県亀山市の新名神高速道路において発生した大型トラックの衝突事故を受け、令和8年3月23日付け

で、全日本トラック協会あてに、運行管理の確実な実施を求める注意喚起の文書を発出しました。

トラックの安全運行の徹底について

3月20日(金)午前2時20分頃、三重県亀山市の新名神高速道路下り線の野登トンネル内において、大型トラックが工事

のため渋滞していた列の最後尾に追突し車両火災が発生（関係車両4台）、この事故により、追突された車両の乗員6名が死亡するという誠に痛ましい事故が発生しました。

輸送の安全確保は、自動車運送事業者の最大の使命であり、事故を起こさず、国民の生命、身体及び財産をしっかりと守ること

とこそが、運送事業の社会的信頼を維持するために最も重要です。

については、トラックの安全確保の徹底を図るため、貴会傘下会員に対し、下記事項について、改めて周知徹底を図られますようお願いします。

記

1. 事業者は、運行管理業務を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項について、改めて徹底すること。

（1）運転者に対して、確実に点呼を実施し、安全な運転をすることができないおそれの有無について確認するとともに、必要な指示をすること。

（2）運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の健康状態及び過労状態の確実な把握に努め、安全な運行をすることができないおそれがある運転者を乗務させないこと。

（3）「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」に基づき、運転者に対し、運行の安全を確保するために遵守すべき事項について指導すること。

指導監督マニュアル
トラック 事業者編 概要編

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anken/03safety/resource/data/truck_gaiyohen.pdf

トラック 事業者編 本編

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anken/03safety/resource/data/truck_honpen.pdf

指導監督マニュアル

トラック 事業者編 概要編

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anken/03safety/resource/data/truck_gaiyohen.pdf

トラック 事業者編 本編

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anken/03safety/resource/data/truck_honpen.pdf

(3) 「運転者交替による疲労の蓄積の防止」及び「事故後の対応」の重要性
～高速乗合バスの追突事故から得た教訓～
事業用自動車事故調査報告書を公表します

(配信日 : R8. 3. 27)

今般、下記の調査事案について、事業用自動車事故調査報告書が議決されたことを受け、当該報告書を公表いたしますのでお知らせします。

記

○ 重要調査対象事故

・大型乗合バスの追突事故（三重県三重郡菰野町）

（令和5年4月17日発生）

※対象事故について

特別重要調査：社会的影響が大きく、事故調査委員会による特別な調査、要因分析及び再発防止策の提言が必要なもの

重要調査：特別重要調査対象事故以外の事故であって、事故調査委員会による要因分析及び再発防止策の提言が必要なもの

※国土交通省ホームページ

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000749.html

※過去の報告書は、以下の国土交通省ホームページをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anken/jikochousa/report1.html>

(4)「プロドライバーの健康管理・労務管理の向上、飲酒運転防止による事故防止に関するセミナー」の動画を公開します。

(配信日 : R8. 2. 13)

国土交通省では、平成28年度より、運送事業者の皆様における事故防止策の参考となるよう、「プロドライバーの健康管理・労務管理の向上による事故防止に関するセミナー」を開催しております。

この度、令和7年度セミナーについて講演動画を公開いたしますので、セミナーに参加できなかった方をはじめ、ぜひ皆様でご覧いただければ幸いです。

配信 URL : <https://www.youtube.com/watch?v=2j7uvYIYYB8>

配信内容 :

●健康起因事故及び飲酒運転の防止に係る国土交通省の取組

国土交通省 物流・自動車局 安全政策課 専門官 奥平 賢治

●ジェイアールバス関東の安全への取り組みについて

ジェイアールバス関東株式会社 専務取締役 松橋 賢一 様

●飲酒事故防止の取り組み事例について

東亜物流株式会社 輸送事業第一部 部長 執行役員 戸田 一也 様

●改訂版「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群（SAS）対策マニュアル」の解説と運用

～適切な検査と治療は安全運行への生命線～

NPO 法人ヘルスケアネットワーク（OCHIS） 副理事長 作本 貞子 様

●「まあいいか」を見逃すな！健康診断+αで自身と向き合う』

株式会社新宮運送 代表取締役 木南 晋一 様

(5) 事業用自動車事故調査報告書 啓発コンテンツを公開しました

～スマホ等からも手軽にご覧いただけます～

（配信日：R7.12.12）

国土交通省が公益財団法人交通事故総合分析センター（以下、「ITARDA（イタルダ）」という。）を事務局として設置して

いる「事業用自動車事故調査委員会」は、調査報告書をわかりやすくまとめた啓発コンテンツを作成しています。

今般、啓発マンガ第三弾を発行し、ITARDA（イタルダ）ホームページに公開しましたので、ぜひご覧ください。

引き続き、事業者・ドライバーの皆様に、わかりやすく活用しやすいコンテンツの提供に努めて参ります。

【掲載概要】

1. 掲載先

ITARDA ホームページ 事業用自動車事故調査委員会

https://www.itarda.or.jp/commercial_vehicle_accident

2. 掲載内容

① 啓発マンガ

THE CASE STUDY その時ドライバーに何が起こったのか

第一弾（令和7年1月発行）

・貸切バスの横転事故（静岡県小山町）令和4年10月発生 他2事案

第二弾（令和7年3月発行）

・中型トラックの追突事故（山形県東根市）令和3年10月発生 他2事案

第三弾（令和7年12月発行）【NEW】

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html>)

【参考】

* 物流・自動車局ホームページ

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>)

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html>)

・ フリーダイヤル 0120-744-960 (年中無休・24時間)

(オペレータ受付時間 平日 9:30~12:00 13:00~17:30)

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

